

平成 27 年度第 3 回介護保険・障がい福祉専門部会会議録

会 議 名	平成 27 年度第 3 回介護保険・障がい福祉専門部会		
開催年月日	28 年 2 月 2 日 (火)		
開催場所	足立区役所 8 階 特別会議室		
開催時間	10 時 00 分開会 ~ 11 時 00 分閉会		
出欠状況	(1) 委員現在数 26 名 (2) 出席委員数 22 名 (3) 欠席委員数 4 名		
出席者 (多数の場合は別紙 で対応)	諏訪徹会長	奥野英子委員	酒井雅男委員
	久松正美委員(欠席)	三浦勝之委員	斉藤敏子委員
	小久保兼保委員	緒方邦子委員	木舩善之助委員(欠席)
	近藤明委員	小川勉委員	村上光夫委員
	江黒由美子委員	福岡靖介委員(欠席)	鈴木真理子委員
	細井和男委員	奥田隆博委員(欠席)	湊耕一委員
	白石正輝委員	工藤哲也委員	前野和男委員
	浅子けい子委員	長谷川たかこ委員	井元浩平委員
	橋本弘委員	大高秀明委員	
	事務局	事務局：福祉部介護保険課 福祉管理課、高齢サービス課、障がい福祉課、障がい福祉センター、生活保護指導課、援護課、衛生管理課、足立保健所保健予防課、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、社会福祉協議会	
会議次第	別紙のとおり		
会議に付した議題	<p>1 足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会 審議事項 (1) 地域密着型サービスを行う事業者の指定・更新について (2) 地域密着型サービスの指定及び更新に伴う審議方法の変更協議について</p> <p>2 介護保険・障がい福祉専門部会 連絡事項 (1) 喫茶ゆうあい(障がい者の店)の移転について (2) 「あったかサービス事業」と「高齢者身の回り応援隊事業」の受付窓口の統合について</p>		

(諏訪部会長)

皆様、おはようございます。

ただいまから、第3回の介護保険・障がい福祉専門部会の議事を始めます。

私は、これまで2回部会がございましたが、日程が合わず欠席をしておりまして。今回初めてとなります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の議題は、お手元の次第のとおりとなっております。先ほど、司会から説明がありましたが、まずは審議事項1と2を説明させていただいて、質疑・応答をお受けします。その後、連絡事項の1、2の説明をいただきます。

それでは、まず審議事項1と審議事項2について、皆葉介護保険課長よりご説明をお願いします。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長の皆葉です。どうぞよろしく願いします。

資料1をごらんください。「地域密着型サービスを行う事業者の指定・更新について」をご説明いたします。

今回、指定・更新します事業所が2事業所ございます。いずれも認知症対応型共同生活介護でございます。グループホームすずめのお宿・西新井と、グループホーム千住大川でございます。事業所の所在地、運営法人、利用定員、更新日は記載のとおりでございます。ご審議をよろしく願いします。

続きまして、資料2をごらんください。「地域密着型サービスの指定及び更新に伴う審議方法の変更協議について」でございます。変更の理由でございますが、2点ございます。1点目は、これまででは専門部会の委員が兼ねています運営委員会において、指定更新時に意見の反映が義務となっておりますが、資料下の参考1に記載の改正前をごらんください。裏面のところの一番下の部分ですが、「関係者の意見を反映させるため必要な措置を講じなければならない。」となっております。これが、介護保険法が改正されまして平成28年4月からは、参考1のところですけども、条文の一番下にございます、「関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」ということで、義務ではなく努力義務に緩和されました。まず、1点目の理由です。

次に2点目でございますが、来年度、事業所が都から移管され178事業所となり、これまでどおり本委員会で審議をすることになりますと、対象となる数がふえますので、委員会の開催回数を相当ふやさないと指定・更新に支障を来すということが想定されます。

以上の2点の理由から、変更後(案)として書かせていただきましたが、地域密着型サービスの指定及び更新は、審議ではなく、定例の専門部会で報告という形でご審議をお願いしたいと思っております。

ご審議をよろしく願いいたします。

以上でございます。

(諏訪部会長)

ありがとうございます。

それでは、まず審議事項1について、各委員からのご質問やご意見をいただきたいと思っております。

なお、会議録を公開することになっておりますので、記録の関係上、ご発言の前にお名前をお願いいたします。

何かご質問等ございますでしょうか。

指定・更新、これは、6カ年の更新期間の更新ということですね。自動更新ということですかね。

(事務局)

はい。

(諏訪部会長)

ということですが、ございますか。

よろしいでしょうか。

奥野先生、どうぞ。

(奥野副部長)

それでは、指定・更新をするに当たって、これらの事業所の事業サービスがとてもしいのかどうかとか、問題はないかとか、そのような評価は行っているのでしょうか。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長から説明いたします。

今回の指定に当たりまして、毎年、第三者評価を行ってございます。それと今回、指定に当たりまして、調査票を事業者からもらいまして、人員、設備、運営方針等の状況などを資料に基づいて判断いたしまして、介護保険課としては問題ないということで、今回上げさせていただいています。それに、定例的に実地調査をしておりますが、そこで特に何も問題がない、出てこないというところで判断をさせていただいております。

(諏訪部長)

次の資料2と話がかぶりますけれども、まずこの2点については、今のようなことを行って問題がなかったということでもよろしいですかね。

審議事項1についてはいかがでしょうか。その他、ご質問ございますか。

(諏訪部長)

それでは、審議事項1については、ご了解をされたということで。

次に、審議事項2の審議方法の変更案についてのご質問やご意見をいただければと思います。

(白石委員)

自民党の白石ですが、今までは審議してきたと。今度は報告するだけだということに変わるわけですね。実質的には何が変わるのか。

(皆葉介護保険課長)

2番目の理由で書かせていただいたんですが、今回、専門部会でこの辺を審議することになると思うんですが、指定の日にか、月というのがほとんど毎月のように出てくると思います。そうしますと、毎月この専門部会を開かざるを得ないという状況になるのが、一番の変わるところだと思います。

(白石委員)

そうすると、部会を開くのが大変だから報告するだけだよと。審議するということは、基本的にはこれじゃだめですよという可能性もあるわけだね。例えば、リスト1の業者や、よくいろいろと、例えばまちの話等を聞いたら結構問題のある業者じゃないというような場合には、審議をするというときには、基本的にはこれじゃだめですよという可能性はあるわけだね。報告だけということになると、そうしたことは加味されないということね。役所で調べたとおり、そのまま報告されたとおりになると。何もここで集まって、その業者が問題があるかないかについての話し合いはしませんと、そういう意味で。

(諏訪部長)

それにつきまして、先ほど通常の更新、通常ルーティンでは、実地調査が行われ、調査票等での確認が行われ、第三者評価が行われということだと思っておりますけれども、その上で、何か監査で重大な指摘事項があったりとか、何らかの問題があったような場合、その場合も報告事項ということになるのでしょうかね。そのあたりも含めて、今のお考えをお願いします。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長から説明させていただきます。

先ほど、開催回数という話もしたんですが、開催ができない場合には、実際に事業者の指定がおくれるとか、そういう支障もございます。今回、事務局案としては、報告にさせていただきたいと考えていますが、状況によっては、介護保険課である程度判断できないような、実地調査で特に問題があるんだけれども、この辺はどうなんだろうかと

か、そういうレアケースというか、なかなか皆さんにご意見をいただいたほうがよろしいような案件につきましては、そのときに専門部会を開いて審議という形にさせていただくことは可能だと思います。

(諏訪部会長)

一部案件については審議をする可能性があるということですが、

関連していかがでしょうか。

(白石委員)

そうすると、その辺の考え方も流れも全部皆さんにお任せしますよという形になりかねないんだよね。事業所に対する調査についても、例えば文面だけで見れば、ほとんど問題のない事業所でも、例えばまちの中で話を聞くとそうでもないということもあり得るわけだ。そうすると、そういう業者が引き続きやっていくということについては、若干問題があるのかなという気がするんですね。だけど、その分け方は全部、介護保険課にお任せしますよということになってしまうのか。

(橋本委員)

介護保険法で義務規定から努力義務規定に変わった。その背景としては、対象件数が非常に多くなって、毎月のように報告ないし審議しないと、事業者自体の指定がおくれていって事業者が非常に不利益になる、ひいては区民が困るということの事態を避けたいということが今回の改正理由なんですけど、白石議員おっしゃられたように、問題があるようなケースに対してこの専門部会は何も言うことができないのか、そういう疑問点というのもあるのかなと思います。

そういう意味では、一つには、今、私もちょうど認知症グループホームで行われていた虐待行為の報告についての処理顛末を見ているんですけども、これがきちんとやられていない。虐待があったにもかかわらず、それをきちんとやられていないような事態があるような、そういうところについては、今後も審議という形で、皆葉介護保険課長が言ったように、挙げていきたくと思います。

それからまた、報告であって、報告されていても、いろいろとよくない事業者について、白石議員おっしゃられたように、とかく先生方の耳にも入っているようなところもあるのかなと思います。もし、そういう事業者が報告の中にあつた場合については、そのことについて指摘をしていただいて、またこちらのほうで調査してまた報告する、そういうサイクルをやったらどうかなと思っています。

(諏訪部会長)

いかがでしょうか、今の件に関して。

それでは、どうぞ。

(前野委員)

区議の前野でございます。

努力義務ということになったわけですけども、やはり調べた内容の情報ぐらいは、専門部会で知る必要があるんじゃないかなと思っています。その点はいかがでしょう。

(橋本委員)

これからも、今日審議しているように、資料1で出しているような内容については、もちろんお示し申し上げますし、先ほど申し上げましたように、この事業所の中に何らかの課題がある、問題があるというような状況であった場合については、別途審議ということにしますし、さまざまな課題があるような情報があつたならば、逆に今まで以上に、こういう問題点があつたということについて報告の中で触れていきたいと思っています。

(奥野副部会長)

奥野です。

補足的に、私の意見を述べさせていただきますと、今回いただきましたこの資料1をもって、指定・更新についてこれがいいかどうかを判断する材料は何もないと思います。この何もない中で、いいですねと言われても、これは私たち、形のためだけにした

ものだということで、この会合を開くために、もう随分、区のお金を使っていると思うんですけども、こういう無駄はしてほしくないなと思います。

一方では、介護保険のサービスはどんどん事業者もふえて、それを管理していくとか指導していく区は大変お忙しいとは思いますが、私が一番希望することは、介護保険もさまざまな事業所があって、例えばこの地域密着型サービスもあるし、それからほかの老健施設だってあるし、デイサービス、いろんな種類があるわけですけども、さまざまなサービスを具体的に私は地元で見えてまいりましたが、ここの老健については、この部分はいいけれどもこの部分は問題だ。こっちの老健は、反対にここはいいけれどもこっちは問題だと、それぞれの事業所・施設にいいところと悪いところがあります。

このあたりが、それぞれの事業所とか施設がばらばらにやっていると、その問題を抱えているところはそのままいってしまいますので、私の理想というか希望としては、それぞれの事業所の方が、お忙しいとは思いますが、中間層かまたその現場の責任者たちが集まって、うちのこの施設、老健ではこういうふうに行っているとか、お互いにいいところを出して、そしてまたそこに本当は利用者の代表者もいて、ここは素晴らしいけれども、この部分はこっちのほうがいいと、お互いに勉強し合うことによってそれぞれが成長していける、よりいいサービスが提供できるというふうになると思います。限られた資金の中で行っているこれらの事業ですけども、よりよいサービスを住民に提供できるような、そのための取り組みを区でぜひ行ってほしいと思います。

以上です。

(依田高齢サービス課長)

高齢サービス課長でございます。今、委員のご発言にありました内容についてですが、特別養護老人ホームは足立区内にたくさんありますけれども、昨年度26年度から、年に5回ほど集まる会合の中で、各施設の積極的に取り組んでいるよい事例についての発表会をしていただくようになっております。例えば、看取りの体制ですとか、口腔ケアの体制ですとか、各施設、特徴的なものを発表していただいて、それを他の施設にもぜひまねしていただきたいということで、特養についてはそういう体制をとらせていただいております。

また、27年度、まだ1回しか行っていませんけれども、各ケアマネの事業所さんですとかデイサービスの事業所さんとか、いろんな団体の中から1事業所ずつ、いい取り組みの発表会を11月11日の日にやっていただいて、できればそれを継続してやっていきたいということで今のところ考えております。

(諏訪部会長)

どうぞ。

(浅子委員)

区議会議員の浅子です。

今、皆さんがおっしゃっているように、やはりこのままの形の報告では、非常にこちらでも評価もできないし判断もできないと。

第三者評価委員会があるということで、あと実地調査もやっているというお話がありますけれども、それを継続はされるということだと思いますので、ここでの報告の内容として、評価の項目というのがあると思うんですが、それをきちっと提示をしていただくことというのができるんじゃないかと思うんですけども、それはどうなのかということ。

あと、もう一つ、ここを読みますと、市区町村の事務負担軽減をするため審議から報告に変わったみたいなことが書かれているんですけども、先ほどの部長のお話ですと、それだけじゃなくて、事業者の更新を遅らせてはならないというようなことがお話にありましたが、これを読むと市区町村の事務負担軽減となるんですが、それはどちらに重きを置いているんでしょうか。

(橋本委員)

それは当然、事業者、最終的には区民という形になるかと思いますが。結局、毎月の

ように行うということ自体、正直言って、この部会を毎月行うと非現実的な形になっておりますので、結果として、そういう意味で負担が軽減されることによって、結果としては区民の利益につながる、私はそう思っています。

さらに、この小さな地域密着型小規模事業者が区のほうに移管されると、我々、今まで問題点があるような事業所を発見した場合、東京都に一々言って指導をお願いしなければいけない立場になっていました。これから、介護保険課の指導部門、検査部門というのをさらに強化して、我々のほうで情報を把握したり、区民から不適切情報が入ってきているところは、介護保険課で調べて、介護保険課で指定の判断につなげていく。正直、かなり下世話な言い方で言うと、このようなサービス供給が続いていると指定・更新はできませんよということ、そういうことをある意味相手の内側から指導することができると思います。

(諏訪部会長)

そのほかございますでしょうか。

どうぞ。

(酒井副部会長)

委員の酒井です。

資料1にある形の報告であれば、奥野委員からもありましたとおり、やはり内容はわからないんですね。ですから、報告事項だとしても、この指定前の期間においてどういう活動をした事業所なのかというのが書面で、あるいは職員の方、担当者の方の報告等で明らかにしないと、多分何もわからないということになると思います。

それから、資料2ですけれども、今回の法改正の制度が、なぜそういうふうな改正になったのかというのをどう捉えるかというのは、今、区民のためというもの、それから手続の軽減というのが出てはいるんですが、意見の反映というものが必要ではないとはしていないんですね。あくまでも努力義務になったということであって、関係者の意見を反映させる何らかの措置をとるということはやはり必要であるという基本は変わっていないんだと思うんです。

そうすると、変更前と変更後の案が出ていて、変更前は審議実施、変更後は報告というふうになっているんですが、この審議と報告の中身、報告の中身を充実させないと、法改正の本来の趣旨にそぐわないという事態になるのではないのかなと思うんです。

ですから、先ほど福祉部長のほうからありましたとおり、問題のあった事業所等について、どういう問題があったのかということピックアップした報告、あるいは、その事業者に対しては審議事項というふうに開示するような、何らかのこの措置をとることができないのか。それは事業所がふえた中でも可能ではないのかなと思うんですが、この点いかがでしょうか。

(橋本委員)

何分195、200事業所にふえ、これから多分250、300というふうな形になっていくのも近いかなと思います。正直言って、事務負担が相当程度厳しくなります。酒井委員、また浅子委員がおっしゃられるように、冷静によく考えてみると、今までのこの審議という内容であったわけでありましてけれども、審議に至るような情報はほとんど出していない中で、審議という形でやっていたと。ある意味、今までの審議自体も課題があったということだろうと。ちょうど今回報告ということに変わりますので、酒井委員がおっしゃられたように、できる限りの情報、事務負担との兼ね合いもありますので、例えば、何月何日第三者評価を受審して、その結果が良好であったのか、芳しい状況ではなかったのかとか、実地聴取に行った場合については、そこのところについての担当所管の見、そういうものについて記載をする、そういうような形の変更を考えてみて、やってみようかと思っています。

(酒井副部会長)

百九十幾つの事業所があるという中で、例えば数年間の期間の間に不祥事的なものを起こすところというのは、どれぐらいの数がある、指定・更新に支障があるというところはどれぐらいの数があるかわれているんでしょうか。

(依田高齢サービス課長)

高齢サービス課長でございます。

新聞報道等にもありますように、北区で昨年ありました虐待のマンションの件がありまして、指定取り消しになるかどうかとかいろいろ議論がありますけれども、指定取り消しに至るような大きな事件・事故については、今のところ足立区内では起きていないようなことで記憶をしております。

(橋本委員)

高齢者虐待というケースで言うと、何件かやっぱり発生しているというのは実態だと思います。1年間のうちに、事業者でいうと3つぐらいですかね、そのくらいは発生して。今、ちょうどこれが決裁書なんですけれども、それが回ってきているところであります。

ただ、この事業所も、グループホームの1人のフロアの職員が個人的に行っていて、その対応については、施設長を含めて組織的に是正の報告がされている。報告の内容もきちんとしたものができている。だから、こういう形になって、なお報告がきちんと出てきて、是正の方向に向かっていけば、指定の取り消しみたいな対象にはなっていないだろうとは思いますが。

ただ、こういう事件があったということについて報告すること自体は、その事業所自体一つの情報、事故情報について報告するような形になっておりますので、なかなかできにくい。だから、その全体の評価の中で事業所の実績について、非常によくやっている、まあまあよくやっている、そういう意味の表現ぐらいはできるのかなということです。

(諏訪部会長)

はい、どうぞ。

(前野委員)

今、部長がおっしゃられた、要は事件性の分というのは、新聞で報道されれば私たちにもわかりますね。でも、報道されなければ、今その事業所がどのような状況で進んでいるのか。例えば、そういった事件でも起きて、その結果、どういう処置がされたのか。そういったことも私たちが知らないと、納得しようがないんじゃないかなと思っ

ているわけなんです。ですので、簡易な報告でも結構ですので、報告の書面というのが必要なんではないかなと思っ

(橋本委員)

したがいまして、ここの会議での議論というのは、この会議自体が公開、傍聴人も入っている公開でも行われますし、また、会議録も公開されるというのがあります。

したがいまして、どこまでの情報をお出しすることができるのか、そこら辺のところについて検討し、次回報告する際には、できる限り判断ができるようなところのものについて開示していければと思っ

(依田高齢サービス課長)

高齢サービス課長です。

虐待のケースにつきましては、区から東京都に報告するというルールがございます。東京都で公表しておりますが、事業所名は公表しておりませんということになっておりますので、今、前野委員のご発言にありましたけれども、新聞報道等で事業所名等が発表されるということもございますが、通常は虐待の報告については事業所名は発表されていないということでご理解をいただければと思っております。

(白石委員)

事業所が多くて事務量が膨大だということはわからなくはないんですよ。ただ、例えばこの足立区役所ができたときに、設備の点検を委託した業者、私はその業者についてちょっと問題があるんじゃないのと役所に言ったんですよ。そうしたら、役所は全然問題ありませんということで、その業者に落札させて、1年やった結果、機械の点検整備どころじゃなくて機械を幾つも壊して、2年目から指名しなかったんですよ。という

ことは、なかなか皆さん方、努力をしていないというわけじゃないけれども、事務量が膨大になればなるほどその辺のところの手薄になっちゃうんじゃないのかな。

そういう意味で、例えば新規で募集したときには、各項目があって、これ何点、これ何点、これ何点という点数が出てくるんですね。合計点で幾つ、大体70%を超えたらオーケーですよというような形で、点数で出てくるわけです。そうしたものが見えないと、さっきの審議事項の案件1にしても、いいんだか悪いんだかどうしているのかについて、事業所は一生懸命やっていると思いますよ。思うけれども、その事業所、その事業所で得意な部分と得意じゃない部分もあるんだらうから、そうしたものが見えないと、全くわからないと。確かに事務量は膨大になるんだけど、その点ぐらいのことについては、何か資料をつけてもらえるとわかるのかなと思うんですよ。このままじゃわからないもの。

(諏訪部会長)

おおむね大体議論は出尽くして、このまま単純に審議事項から報告事項になるということについては、さまざまな質の確保の面での懸念があるということですね。

したがって、先ほど来、ご答弁の中でこういうふうにしたいということをおっしゃってくださっていますので、もう一度まとめる形でこういう形にしたいということ、例えば、既存の指定を受けた業者の更新においては、こうしたい。それから、特に懸念のある事柄についてはこうしたい。それから、虐待等のあるいは問題があったということについての報告はこうしたいというあたり、もう一度まとめていただいて、その上でこの案件をどうするかということを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(橋本委員)

そのところのサービス内容はどういうふうに行われているのかを示すのは、東京都の第三者評価をみんな受審しているところがありますので、直近の第三者評価の資料をつけるということは最低限のものにしたいなと思っています。ただ、それ以外の情報につきましては、なかなか企業情報との兼ね合いもありますので、慎重に検討した上で対応していきたいと思っています。

(諏訪部会長)

それは指定・更新に当たってということですね。

また、審議か報告かということについては、先ほどから、問題があるものについては審議事項としたいという旨がございましたが、そういう理解でよろしいですか。

(依田高齢サービス課長)

今、福祉部長も申し上げましたけれども、慎重に審議が必要なものについては、先ほどもご答弁、介護保険課長がしましたように、きちんとご相談させていただきたいと思っております。

(諏訪部会長)

それで、報告事項については、まず考えられるのは第三者評価ということであれば、その他の情報は、情報の管理の問題もありどうするかさらに検討したいということ。それから、重大な何かあった案件については審議事項としたいということですね。

ということで、この議題についてはよろしいでしょうか。

(皆葉介護保険課長)

第三者評価につきましては、通所は基本的に任意なものですから、すべて出るというものではございません。それと、先ほどなるべく報告事項の中でもわかるものを出すよというということで、総合判定ということをつくっているものがございますので、そういうものを参考にしながら、また、事業所の指定について皆さんが判断できるような資料について、介護保険課としても少し工夫していこうと思っています。

(諏訪部会長)

ということで、第2号議案も基本的には報告事項としたいということについて、了承いただいたということによろしいでしょうか。

では、ご異論がないということで、条件付きでご了承いただいたということでご理解いただければと思います。

それでは、連絡事項に入りたいと思います。

まず、連絡事項1について、荻原障がい福祉センター所長よりご説明をお願いします。

(荻原障がい福祉センター所長)

障がい福祉センター所長の荻原でございます。

資料3をごらんください。喫茶ゆうあいの移転についてでございます。

障がい福祉センター内の喫茶ゆうあいは、障がい者の就労促進事業の一環として現在運営しておりますけれども、これを移転するものでございます。移転先につきましては、エル・ソフィアの1階になります。そして、開店の予定年月日でございますが、平成28年4月1日でございます。

今回の移転の理由でございますが、エル・ソフィアに移転することによりまして、収益の増を図るとともに、今後、この場所を障がい者団体の自主製品等のPRの拠点としていくというものでございます。今後、広報でございますが、あしすと、それからエル・ソフィア内に掲示いたしますとともに、区のホームページに掲載させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

(諏訪部会長)

それでは、続きまして連絡事項2についてご説明いただいて、その後、質疑としたいと思います。よろしくをお願いします。

(田口福祉事業部長)

社会福祉協議会福祉事業部長、田口でございます。

資料4をごらんください。件名といたしまして、「あったかサービス事業」と「高齢者身の回り応援隊事業」の受付窓口の統合についてでございます。

こちら、実施日は28年4月1日からです。

理由といたしましては、サービスや対象者、協力者も同じようなあったかサービス事業と高齢者の身の回り応援隊事業につきまして、窓口が分かれていたものを統合することにより、事業を効率的に行い、利用者への便宜を図るものでございます。

受付窓口でございますが、28年度末まで、あったかサービス事業につきましてはあいあいサービス公社で受け付けをしておりました。また、高齢者の身の回り応援隊事業につきましては、総合ボランティアセンターで受け付けしておりました。28年度以降につきましては、両事業をあいあいサービスセンターで受付を統合して受け付けるようになります。事業内容につきましては記載のとおりでございます。

広報につきましては、3月1日、公社「ときめき」で周知をする予定でございます。

私からは以上でございます。

(諏訪部会長)

ありがとうございます。

以上のご説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

はい。

(村上委員)

老人会の村上ですけれども。

この喫茶ゆうあいのエル・ソフィアに移転をする件なんですけれども、前に西新井のギャラクシティのときにやはり事業をやっていたんですよ。今の4階でやっているときというのは人数が少なくて間に合いますけれども、エル・ソフィアに行きますと、相当お客さんが来ると思うんですよ。そうしますと、やはり教育が徹底してできているのかどうか。陣容を拡充しないと、あそこではやっていけないと思うんですよ、現状のままでは。

以前、自分たちが苦い経験をしたのは、昼、食事に行って、自分たちがオーダーしているのに、勝手に自分たちが食事しちゃって、ほったらかされたことがあるんです。それを言っているんです。あそこはだめになっちゃったんですけれども。

やはり今度エル・ソフィアに行けば、範囲がすごく広いんです。座席も2カ所ぐらい

分かれて大きくありますから。それに十分充当する人の教育、それと責任者の問題とか、人員の増員ですとか、そういった面はどういうふうになっているのか、ちょっと聞きたいんですが。

(荻原障がい福祉センター所長)

障がい福祉センターからお答えいたします。

やはりエル・ソフィアに移りますと、お客様が現行のところよりもふえることが予想されますので、それに伴って職員がふえると考えております。特に新しく採用された方につきましては、そういった接客等についてきちんと対応ができるようにということで、これは友愛会とともに教育をしてみたいと考えております。

(村上委員)

障がい者の方がやはり税金が払えるぐらいの給料を稼ぐというのが、基本的な考え方ですよ。やはり援助ばかり受けているんじゃないくて、自分たちで自分たちの給料を稼げると。それぐらいに働く場を、エル・ソフィアとしたら、あそこを利用すればできると私は思っているんです。利用するお客さん、非常にふえますから、多種多様な方が来ますから。それにやっぱり対応するような体制をとってほしいと思います。

以上です。

(諏訪部会長)

ありがとうございます。

そのほかございますか。

どうぞ。

(奥野副部会長)

奥野です。

この足立区の区役所の2階にも、ゆうあいというのがあると思うんですけども、このゆうあいというのは、この区内にたくさんあるんでしょうか。私、ちょっと知らないようで申しわけありません。

(諏訪部会長)

どなたか情報はございますか。

(荻原障がい福祉センター所長)

障がい福祉センター所長です。

区内においては3カ所ございます。

(奥野副部会長)

そうすると、3カ所とも運営は友愛会がしているということで理解してよろしいんでしょうか。

(荻原障がい福祉センター所長)

3カ所とも友愛会が運営しております。

(奥野副部会長)

そうですか。わかりました。

それで、障がいのある方の働く場として、非常に貴重な場だと思っておりますので、先ほど村上委員さんがおっしゃったように、きちんと仕事として頑張っていける、そういう指導体制を十分につくっていくことは非常に重要だと思っておりますので、期待しております。

ありがとうございます。

(浅子委員)

区議会議員の浅子です。

あったかサービス事業と高齢者身の回り応援隊事業の受付窓口の統合ということで、中身は似ているんだけど、利用料とか金額が違ったり、それぞれちょっと違ったことをやっているのかなと思うんですが、これはあくまでも窓口が統合されるだけで、内容はそれぞれ今までと変わらないということではよろしいんでしょうか。

(田口福祉事業部長)

現在のところ、窓口の統合を考えておりますが、利用者様、また提供会員から、内容等も見直したほうが良いというご意見をいただいておりますので、4月1日から窓口を

統合させていただきますが、その後、内容等も検討させていただきたいと考えております。

(諏訪部会長)

それでは、どうぞ。

(前野委員)

区議会の前野です。

ゆうあいがエル・ソフィアに移るということですが、あしすとにあった場所の新たな利用の方法というのはどのように考えていらっしゃるのですか。

(荻原障がい福祉センター所長)

障がい福祉センター所長です。

1階部分が今回あくこととなります。現在、障がい福祉センターでは、相談機能がかなり拡張しております。1階のスペースがかなり職員増で過密となっておりますので、1つは、事務室を拡張することと、また幼児外来個別相談の需要が年々増加しておりますので、そちらの相談室の設置、この2つを来年度に実施していきたいと考えております。

(諏訪部会長)

よろしいですか。

そのほか、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日の案件については全ての説明、審議をしまして、ほかにご意見やご質問等ないようでしたら、これで議事を終了したいと思います。

皆様、ご協力ありがとうございました。

最後、事務局のほうから連絡がございますので、しばらくお待ちください。